

認知症対応型共同生活介護事業所

太陽の家重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明いたします。

1. 事業所を経営する法人について

- (1) 法人名 有限会社アルファルファ&カンパニー
- (2) 法人所在地 三重県鈴鹿市西條町495-1
- (3) 電話番号 059-383-8383
- (4) 代表者氏名 代表取締役 玉田 浩一
- (5) 設立年月 平成16年 4月1日

2. ご利用いただく事業所について

- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護事業所
当事業所は、三重県指定2470301108号にて介護保険の指定を受けています。
- (2) 事業所の名称 認知症対応型共同生活介護事業所 太陽の家
- (3) 事業所の所在地 三重県鈴鹿市西條町495-1
- (4) 電話番号 059-383-8383
- (5) 事業所長（管理者） 氏名 玉田 浩一
- (6) 開設年月 平成16年4月1日
- (7) 入所定員 9名
- (8) 営業日と面会時間
営業日 年中無休
面会時間 午前9時～午後5時
- (9) 居室等の概要 当事業所で利用される居室は、原則は全室個室です。

3. 職員の配置状況について

事業所長1名，介護職員3名以上

(グループホーム入居9名に対して、介護職員1：利用者3の割合となります。)

②介護支援専門員（計画作成担当者）1名以上

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金について

◆ 介護保険運営基準で定められたサービスを提供いたします。

① 食事（食費は朝食300円、昼食400円、夕食500円別途徴収となります。）

食事時間 朝食7:30～8:30 昼食12:00～13:00 夕食18:00～19:00

② 入浴

一般浴（利用者の希望に応じ適宜）

入浴が出来ない状態の場合は、清拭を適宜行います。

③ 排泄

排泄の自立を促すよう、ご契約者の身体能力に応じた援助を行います。

④ その他自立への支援

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

A. <サービス利用料金> 1日当たりの事業所介護サービス利用料

| 要介護状態等 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|----------|------|------|------|------|------|
| サービス利用料 | 8310 | 8480 | 8650 | 8820 | 9000 |
| 自己負担額（円） | 831 | 848 | 865 | 882 | 900 |

初期加算 30円/日（30日限り） 医療連携加算 39円/日

認知症専門ケア加算 3円/日

B. <介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金>

| | | |
|--------------------|-----------|-------|
| ・ 食事の材料の提供料金(食材料費) | 一日あたり | 1200円 |
| ・ 水道光熱費 | 一日あたり | 500円 |
| ・ 管理費 | 一日あたり | 200円 |
| ・ 日常生活費 | 一日あたり | 300円 |
| ・ 洗濯代 | 一回あたり | 200円 |
| ・ 布団リース | 一日あたり | 120円 |
| ・ おむつ代 | | 実費 |
| ・ 理美容代 | | 実費 |
| ・ 入居一時金 | 1000,000円 | |
| ・ 退居時掃除費用 | | 実費 |
| ・ トイレカーテンクリーニング代 | | 実費 |

※ 入居一時金の償却率は入居年数に関わらず、一律15%とする。

改修が必要な状況(汚染、破損等)の場合は別途、改修、修繕費用を徴収することがあります。

◆ <利用料金のお支払い方法>

上記の料金・費用 **A, B** は、一ヶ月ごとに概算計算し、翌月末に指定の銀行口座より引き落としとなります。

ご利用できる金融機関 百五銀行またはその他の銀行

入居一時金の振込み口座

百五銀行 鈴鹿支店 普通口座 656196

口座名義 有限会社アルファルファ & カンパニー

5. 事業者の義務等について

- ・ サービス提供にあたって、契約者の体調・健康状態をみて、医師と連携し、契約者ならびにその家族と相談し、必要に応じて医療機関への受診を配慮します。
- ・ 事業者、従業員は、サービス提供で知り得た契約者およびその家族等に関する情報等を正当な理由なく第三者に漏洩しません。また、この守秘義務は本契約終了後も継続します。

6. 事故発生時の対応について

- ・ サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族に連絡し、必要な措置を講じます。また、鈴鹿亀山広域連合にも速やかに連絡・報告をいたします。
- ・ サービス提供による賠償すべき事故の場合は、賠償責任を負います。但し、事業所の責に帰さない事由による場合は、賠償責任は免れます。

7. サービスの中止・変更・終了について

- ・ 当事業所との契約が終了する日をもって、サービス提供は終了とさせていただきます。
- ・ 退去の際は原則として退去日から遡り10日間を猶予期間とし、退去の事実を申し出ることとします。それに満たない急な退去に際しては損金の支払いが必要となります。損金として、家賃の10日分が必要となります。
また、以下の事由が生じた場合は、サービスは中止・変更になります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立・要支援と判定もしくは変更された場合
- ② ご契約者が入院された場合(入院後一ヶ月間は在所扱いとなります。)
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

- ⑥ ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑦ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

8. 契約者からの相談・苦情の対応について

- ・相談については、介護主任もしくは計画作成担当者が窓口となり、援助いたします。
- ・苦情は口頭でも受け付けますが、事務所入り口と食堂に「意見箱」を設置しておりますので、匿名でもご利用できます。
- ・苦情・要望は、苦情処理担当者が必要に応じて、当事業所の該当する委員会等で協議し、解決にあたります。また、必要に応じ責任者が口頭・文書等で報告いたします。
- ・その他の苦情相談窓口

| | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 当事業所 ご利用相談室 | 窓口担当者 高木 富美子 |
| | ご利用時間 月曜～土曜 午前9時～午後5時 |
| | ご利用方法 電話 (059) 383-8383 |
| | 面接 グループホーム太陽の家 |
| | 苦情箱 施設事務所カウンターに設置 |
| 鈴鹿亀山地区 広域連合 | 所在地 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階 |
| | 電話番号 (059) 369-3201 |
| | FAX (059) 369-3202 |
| | 対応時間 平日午前9時～午後5時 |
| 三重県国民健康 保険団体連合会 (国保連) | 所在地 津市桜橋2丁目96 三重県自治会館 |
| | 電話番号 (059) 228-9151 |
| | FAX (059) 228-5319 |
| | 対応時間 平日 午前9時～午後5時 |

指定介護福祉事業所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の
説明を行いました。

平成 年 月 日

認知症対応型共同生活介護事業所 太陽の家
説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型
共同生活介護事業所サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 〒

氏名 印

代理人住所 〒

氏名 印

(利用者との関係)

連絡先電話

| | | |
|-------------------|------------|----|
| 重要事項説明文面一部改訂 | 平成21年1月16日 | 改訂 |
| 利用料金〔認知症専門ケア加算〕追加 | 平成21年6月23日 | 改訂 |